

(仮称) 中能登ウインドファーム事業環境影響評価方法書に対する七尾市意見

1. 全体的事項

(1) 市民対応について

当市としては、国策である再生可能エネルギーの導入は促進すべきと考えるが、環境との調和、そして何よりも市民との合意形成が不可欠である。

本事業の環境影響評価方法書に対し、住民等から312件もの意見が提出され、その内容の多くは計画自体や調査内容に対して不安視するものである。

また、地域住民を中心とする市民団体から、市に対して、地域との合意形成ができるまで、計画を中断するよう事業者申し入れて欲しいとの要望書が提出され、重く受け止めている。

事業者には、これまで以上に市民からの質問や意見に誠意をもって対応し、丁寧かつ十分な説明を行い、不安解消と理解促進に努めていただきたい。

(2) 事業の明確化について

本事業については、対象事業実施区域が他事業者の計画と重複していること、加えて、どちらの事業計画においても具体的に設置する風力発電機の規模や配置等が明確にされておらず、このことが市民の不安要因の一つではないかと考える。

事業者には、これらの情報について、可能な限り明確にし、広く市民への情報提供に努めていただくとともに、対象事業実施区域が重複する他事業者と情報交換を行い、それぞれの事業の累積的な影響についても調査・予測・評価を行い、環境への影響を回避していただきたい。

(3) 世界農業遺産について

当市を含めた能登地域は、平成23年6月に日本で初めて、世界農業遺産として国際連合食糧農業機関が認定しています。

事業の実施にあたっては、世界農業遺産の価値を失うことがないように十分に配慮していただきたい。

2. 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音について

本事業の対象事業実施区域はとても静穏な住環境であることから、事業者に対する住民等の意見として、風力発電施設から発生する音に対する不安の声が多く、この意見に対する事業者の見解として、国の指針に基づき評価していくとのことであるが、このような説明で不安が解消されるとは思えない。

事業者には、今後の調査・予測・評価の結果、住居等への影響を回避又は低減するため、具体的にどのような配慮を講じたのか市民に説明し、不安解消に努めていただきたい。

また、他事業者が開催した住民説明会において、参加者から数値による説明では音をイメージができないとの声が聞かれた。

これは提案となるが、風力発電施設から発生する、あらゆる音を再現し、市民が求める地点において、どのように聴こえるのか体感していただくとわかりやすいのではないかと考える。

#### (2) 騒音レベルの予測・評価について

事業者として、調査・予測・評価に関して、国の指針に基づき評価するとのことであるが、逆転層等の特殊な気象条件や地域の地形、風向等も踏まえた最大の騒音レベルを予測・評価し、住民等への影響の回避又は低減していただきたい。

#### (3) 水環境について

対象事業実施区域の周辺には、名水百選に選定されている御手洗池が存在する。水量・水質への影響について、調査・予測・評価していただきたい。

#### (4) 文化財について

七尾市教育委員会から、本事業の対象事業実施区域として、主に工事用の資材や発電所施設の機材等の搬入出に使用すると考える「林道三引線」が含まれている。

当該林道及び周辺には、石川県指定史跡「赤蔵山」、本市が指定する重要文化財（建造物）の「赤倉神社本殿」、「赤倉神社拝殿」、「赤倉神社仁王門」が所在、加えて、周知の埋蔵文化財包蔵地「赤蔵山遺跡」が存在するが、これらに関する、調査・予測・評価が示されていない。

また、他の対象事業実施区域に隣接して、周知の埋蔵文化財包蔵地「幾保比城跡」が存在し、関連する遺構を対象事業実施区域内で確認しているとの意見である。

事業者には、文化財保護のため、七尾市教育委員会のスポーツ・文化課と早期に協議していただきたい。

#### (5) 動物・植物・生態系

事業者が計画する動植物、生態系の調査に関して、当該計画の期間や回数で広大な対象事業実施区域の自然環境を十分に確認することができるのか疑問である。

対象事業実施区域に近い七尾西湾やその周辺地域は、県内有数の希少種を含む渡り鳥の飛来地であり、近年は、コウノトリが飛来し、繁殖行動が確認されており、本事業がこれら渡り鳥の移動経路等に影響を与えることがないのか懸念する。

事業者には、渡り鳥に限らず、しっかりと地域の動植物相、生態系を把握し、それぞれの影響について、回避・低減するため、計画した調査の期間や回数等に限定せず、必要十分な調査を行っていただきたい。

(6) 景観について

対象事業実施区域は、景観法第8条及び七尾市景観条例第15条の規定に基づき、本市が定める七尾市景観計画において、山地・里山地域に類型区分し、景観の保全を進めている。

事業者には、フォトモンタージュ法による予想風景図及び垂直見込角を用い、本市の建設部都市建築課と早期に協議していただきたい。